

## 議第 1 5 4 5 号

### 加賀市及び小松市における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、加賀市及び小松市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	摘要
					主要用途（処理能力）
(有) セクター	加賀市	ソ 1 番の 一部 外 13 筆	宅地 雑種地	5,729.46	破砕施設 新設 ・ 木くず 164.8t/日（8 時間稼動）
	打越町				
	小松市	ト 37 番 3 外 4 筆			
	二ツ梨町				

#### 【理由】

(有) セクターは、平成 17 年 1 月より本申請地において、木くずの中間処理（破砕）を開始した。今回、木くずの破砕機の増設により施設の処理能力拡大を図り、リサイクルをすすめ環境負荷の低減に寄与するものである。

当施設は、加賀市の非線引き都市計画区域内の用途地域指定の無い地域及び小松市の市街化調整区域にまたがって位置し、周辺環境に対する対処、関係町内会への説明の実施等、関係機関との調整が終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書の規定により敷地の位置について付議するものである。